

ID: 139

担当部署: 生活環境課

処分の概要	勧告履行命令		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 第12条第2項		
例 規 番 号	平成12年 条例第5号		
<p>【根拠条文】 (勧告及び命令)</p> <p>第十二条 町長は、第四条の規定による届出をしないで埋立て等を行つている者又は第六条の指導に従わない者に対し、中止又は原状回復その他必要な措置を勧告することができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による勧告を受けたものが、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、相当の期間を定めて、その勧告に従うべきことを書面により命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日